

文部科学省ガイドラインに基づく「取引業者への誓約書徴取」Q&Aについて

① 誓約書の提出については、必須事項なのか。

文部科学省から実施を求められている事項です。

研究機関における研究費の不正使用防止のために定められた「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（以下「研究費ガイドライン」という。）において、不正な取引に関与しない旨の誓約書の提出を、研究機関が取引のある業者に求めることとされています。

本学においても、研究費ガイドラインに基づき、研究費の不正使用防止対策の一環として、更なる強化を図るため、誓約書の提出を依頼させていただくこととしました。

② 研究費に関連しない取引を行う場合であっても提出が必要なのか。

研究費以外であっても、本学の規程等に基づき取引を行うため、本学としては、今後取引を行うにあたり、公費・外部資金を問わず、提出を求めます。

③ 誓約書提出の対象は、どのような業者か。

本学としては、取引のある全ての業者様から誓約書の提出を依頼させていただきます。

ただし、不正が発生する可能性が低いと考える、次の取引業者については対象外としています。

- ① 国、地方公共団体、独立行政法人等の公的機関及び学校法人
- ② 国際組織、外国企業等（国内事業所は除く（国内企業等として取り扱う））
- ③ 電気・ガス・水道・通信・郵便事業等
- ④ 弁護士・特許・税理士事務所等
- ⑤ 営利目的（商取引、反復継続）としての相手方ではない個人（謝金・報酬等対象者）
- ⑥ その他、本件対象に馴染まない業種・取引等

④ 誓約書への記名・押印については、代表者か。本店、支店ともに提出する必要があるのか。

代表者様の記名及び代表者印の押印をお願いします。記名については、ゴム印でも可とします。取引を行う支店ごと、ご提出ください。

なお、本社の代表者名でご提出いただく場合は、支店ごとの提出は不要です。

⑤ 誓約書について、検収センター以外で入手する方法はあるか。

誓約書の様式については、本学のホームページからダウンロードできます。

⑥ 誓約書を提出しない場合、何か処分されるのか。

現時点では、未提出であることを理由に、直ちに取引停止などの措置を講ずることは想定していません。

しかしながら、提出いただけない業者様に対しては、再度提出の依頼をし、なお未提出の場合は、取引を控えるなど、何らかの措置の検討を考えています。